

長野市遺児等激励金の廃止について（答申案）

長野市遺児等激励金給付事業は創設から6年経過しましたが、支給実態が、遺児等一人当たり平均6年間に、合計支給額平均2.9万円と低額で一時的なものとなっており、制度の趣旨である経済的負担の軽減により、遺児等の健全な育成及び福祉の増進を図るための効果的な支給方法・金額となっていないと考えられます。

また、ひとり親家庭の中で生別（離婚等）の家庭に支給しないことは不公平感があり、バランスを欠くと思われれます。

現在、国はひとり親家庭の「就業・自立に向けた総合的な支援」施策の強化をしており、特に母子家庭への、経済的な自立に向けた支援策が重要であると考えます。

これらのことから、この激励金給付事業は平成27年度末をもって廃止することが適当と判断します。

なお、ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援策をさらに充実されるよう申し添えます。